

社会福祉法人 光 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光（および以下「当法人」という）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。ただし、当法人常勤職員を兼務し職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 役員及び評議員に対して、それぞれ各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給することができる。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次に定める額とする。

評議員 日額10,000円

理事 日額10,000円

監事 日額10,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度支給する。ただし、出張をしたときは旅費規定に基づき支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。